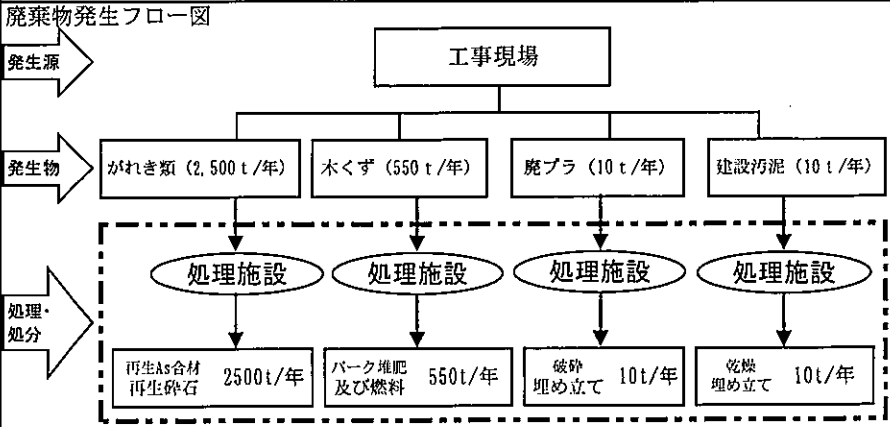
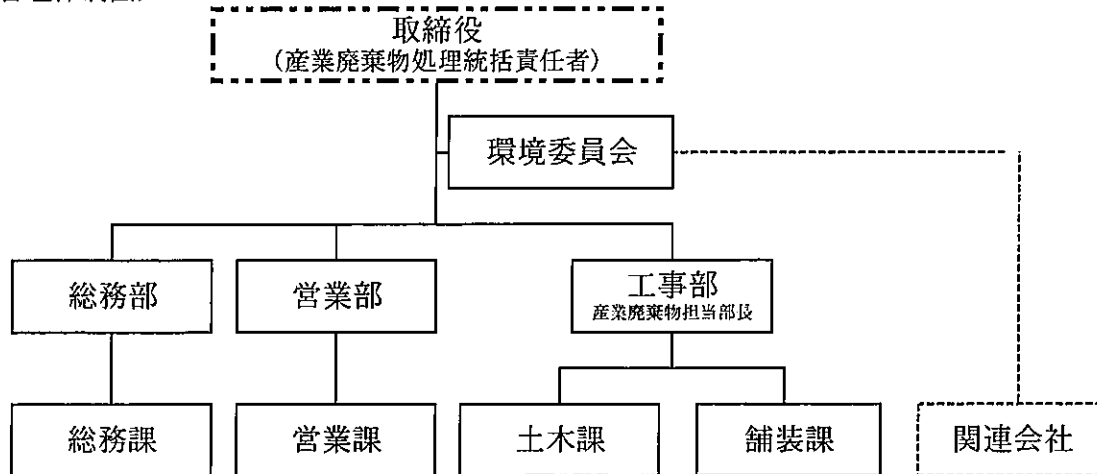


(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書		令和 5 年 6 月 20 日
島根県知事 丸山 達也 殿		
	提出者 住 所 島根県大田市大田町吉永1266 氏 名 東幸建設株式会社 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代表取締役 波多野 陽一 電話番号 0854-82-0175	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	東幸建設株式会社	
事業場の所在地	島根県大田市大田町吉永1266番地	
計画期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	建設業	
② 事業の規模	令和4年度 553,503 (千円) (概算)	
③ 従業員数	38人	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物発生フロー図  発生源 発生物 処理・処分	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ R4 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	建設汚泥
	排 出 量	2788.33 t	757.30 t	8.80 t	8.91 t
	(これまでに実施した取組) 下水道舗装復旧工事の受注増により、がれき類の発生が多くなった。 アスファルト殻は、路面切削工法も活用し、発生量を抑えた。 木くずについては、道路改良工事の受注増加により大幅に増加した。 全て再生処理施設に運搬処理した。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	建設汚泥
	排 出 量	2500.00 t	550.00 t	10.00 t	10.00 t
	(今後実施する予定の取組) 公共工事が主であるので、発生抑制出来る工法を提案する。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート塊・アスコン塊・ガラス陶磁器屑・廃プラスチック類・金属屑・木屑
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と変更なし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度（ R4 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	建設汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) /				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	建設汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 発生現場内での有効利用方法、工法があれば採用し、廃棄物発生場所での再利用を計画したい。				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（ R4 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	建設汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の中間処理は考えていない。					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	建設汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の中間処理は計画していない。					

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ R4 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	建設汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 全ての産業廃棄物は再生処理業者に委託している。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	建設汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） 埋め立て処分・海洋投入処分は計画していない。				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ R4 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	建設汚泥
	全処理委託量	2788.33 t	757.30 t	8.80 t	8.91 t
	優良認定処理業者への処理委託量	329.98 t	716.30 t	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	2458.35 t 2788.33	41.00 t 757.3	8.80 t 0	8.91 t 0
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 全ての産業廃棄物 を再生処理業者に委託している。 がれき類 と 木くず				

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	建設汚泥
	全処理委託量	2500.00 t	550.00 t	10.00 t	10.00 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	300.00 t	500.00 t	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への 処理委託量	2200.00 t	50.00 t	10.00 t	10.00 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も産業廃棄物は全て再生処理業者に委託する。 発生量を抑制できる工法を採用する。				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。